

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

対象期間・資格を拡充しました

☆ 令和3年4月～令和4年3月に修業を開始する方が対象

見直し前

1年以上の訓練等

緩和

見直し後

6月以上の訓練等

看護師、保育士等の
国家資格

拡充

デジタル分野等の
民間資格も対象に

支給内容などはこちら

対象者

次のいずれにも該当する20歳未満のお子さんを扶養するひとり親家庭の父・母

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する方
- ③ 養成機関において **6月**以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

支給内容

訓練期間中、月額**10万円**（住民税課税世帯は月額70,500円）

※修学の最終年限1年間に限り支給額を**4万円**加算

対象訓練

就職の際に有利となる資格で、養成機関において6月以上修業するもの
(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、
製菓衛生師等の国家資格や、**デジタル分野等の民間資格**（※注）

（※注） 雇用保険の教育訓練給付の指定講座のうち、下記の資格

- ・ 一般教育訓練給付の指定講座うち、訓練期間が6月以上かつ情報関係の資格
- ・ 特定一般教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上の資格
- ・ 専門実践教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上の資格



教育訓練給付の対象講座は、講座検索システム<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>をご覧ください。

お問い合わせ先

☆【市にお住まいの方】…お住まいの市役所にお問い合わせください。

☆【町村にお住まいの方】…県福祉相談センター地域福祉課にお問い合わせください。